

【EU】域外国民の就労・滞在のための申請を一元化する指令の制定

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)は、域外国民が EU 加盟国内で就労し、滞在するための申請手続を一元化すること等を加盟国に義務付ける指令を、2011 年 12 月 24 日に施行した。

指令の主な内容

この指令は、「加盟国の領域に滞在し労働する第三国国民の単一許可証のための単一申請手続及び加盟国に合法的に滞在する第三国国民のための一連の共通の権利に関する 2011 年 12 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 2011/98/EU（注）」である。

全 18 か条から成るこの指令は、EU 域外の国民が域内の加盟国内で労働し、及び居住するための許可申請手続を簡素化し、かつ、彼らの身管理を容易にするために、その許可申請手続を一元化するものである。また、加盟国に合法的に居住する第三国の労働者について、その加盟国内でいったん許可されたその就労目的にかかわらず、当該国民と同じ待遇に基づく一連の共通の権利を規定するものである。ただし、各加盟国の労働市場における第三国国民に対する許可に係る当該国の権限を侵害するものではない。この指令の対象からは、別の EU 法で定める長期滞在者、期間限定の派遣労働者、季節労働者、企業内転勤者、難民等は除外される。欧州議会は、採択にあたって、指令案を修正して母国に帰国後も年金の給付を受ける権利、職業訓練や教育を受ける権利を加えた。

各加盟国は、この指令の施行から 2 年以内に、これに適合した国内法を定めなければならない。ただし、EU 条約及び EU の機能に関する条約の自由、安全及び司法における適用除外を規定する議定書により、英国、アイルランド及びデンマークは、指令の採択に参加しておらず、指令の適用から除外されている。

指令制定の背景

欧州において、移民・難民問題は、人権保護の問題であると同時に、1960 年代からは労働力不足への対応、少子化、高齢化の対策の一つとしても捉えられ、経済成長に寄与するとして数多くの外国人労働者が受け入れられてきた。しかし、労働市場、住宅、保健、教育、社会福祉、搾取・犯罪からの保護等に関する EU 及び各加盟国の対応能力を考慮する必要もあり、また、外国人労働者の中には、非合法で入国している者も少なくない。

EU では、これまで共通の移民政策の確立を図ってきた。1999 年 10 月に、欧州理事会は、人道的及び経済的原因から発生する移民の受入れを調整し、第三国国民の権利及び義務をその滞在国の国民と比較して公平に扱うこと等を原則とする「タンペレ・アジェンダ」を採択した。2004 年、欧州委員会は、これを引き継いで、合法移民

は欧州経済発展を促進するとし、2005年から2010年におけるEU内の「自由、安全、公正」を促進することを目的とした政策文書「ハーグ計画」を策定した。

EUにおいて、それまでに合法移民に関して制定された指令には、「家族の再統合の権利に関する2003年9月22日の理事会指令2003/86/EC」、「第三国国民の長期間滞在資格に関する2003年11月25日の理事会指令2003/109/EC」、「学問、交換学生、無報酬の訓練又は無償奉仕を目的とする第三国国民の許可条件に関する2004年12月13日理事会指令2004/114/EC」、「科学研究目的の第三国国民を許可する特別手続に関する2005年10月12日の理事会指令2005/71/EC」等がある。

2006年12月、欧州委員会は、政策文書「合法移民に関する政策（COM(2005) 669 final）」を策定してハーグ計画の工程表を提示し、外国人労働者のために、①高資格労働者、②季節労働者、③企業内転勤者、④有給研修生の入国及び滞在の条件に関する4つの指令案を2009年までに採択するとした。①に関しては、2009年に施行された（2009/50/EC：本誌243-1号，2010.4，pp.6-7.参照）。欧州委員会は、①～④以外の外国人労働者を対象としてその便宜を図り待遇を改善するための指令を、2007年10月23日に提案した。これが本稿冒頭で紹介した指令である。これらの法令は互いに補完し合うもので、EUの経済的発展に貢献する合法移民を奨励するものである。

移民政策の近年の動向

2008年、欧州理事会は、「移民及び難民に関する欧州協定」（13440/08 ASIM72）を採択し、公正、効果的かつ一貫性のある政策を導入する方針を提示した。続いて、2009年、欧州理事会は、前述した「合法移民に関する政策」を実施するためにストックホルム計画を採択し、2010～2014年のEUの警察及び税関の協力、救助活動、刑事及び民事上の協力、難民、移民及びビザ政策に関する枠組みを策定した。

2011年、「アラブの春」と呼ばれる政変等により大量の移民が流入したEUにとって、移民の問題はますます重要な課題となっている。欧州委員会は、2011年5月4日、移民に関する政策文書（COM(2011) 248 final）を公表し、これに基づいて同年11月18日、「移民及び移動に対する国際的アプローチ」と題する政策文書（COM(2011) 743 final）を採択した。移民は、母国に送金し、また技術移転等に重要な役割を果たす。EUは、非EU諸国との緊密な協力を通じて難民の保護、不法移民の低減、合法移民の奨励、人身売買の防止を図り、相互互恵的な効果的国境管理を行うとして、こうした計画への取組みを機会と捉え、付加価値をもたらす戦略的枠組みと位置づけている。

注（インターネット情報は2012年1月24日現在である。）

・“DIRECTIVE 2011/98/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 December 2011 on a single application procedure for a single permit for third-country nationals to reside and work in the territory of a Member State and on a common set of rights for third-country workers legally residing in a Member State,” *Official Journal of the European Union*, L343, 23.12.2011, pp.1-9.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:343:0001:0009:EN:PDF>>